

令和4年度入学者選抜における追試験の受験申請について

令和4年度久留米工業高等専門学校入学者選抜において、以下の者に対し、追試験を実施いたします。受験申請方法については、「追試験の受験申請について」を参照ください。

1. 学校保健安全法施行規則第十八条に定める感染症に感染し、推薦選抜又は学力選抜)を受験できない者
2. 新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いがあり、推薦選抜又は学力選抜を受験できない者

※ 追試験の受験申請について

令和4年度久留米工業高等専門学校入学者選抜において、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の感染症に感染した、または新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いがあり本試験を受験できない場合は追試験を行います。

追試験の対象確認は以下のとおりとします。

1. 注意事項

- (1) 発熱・咳等の症状がある者は、あらかじめ医療機関で受診してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できません。なお、保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者のほか、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者は、無症状であれば、以下のi～ivの要件を全て満たしている場合は受験が可能です。要件を一つでも満たさない場合は受験ができないので、追試験の受験を申請願います。
 - i) 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査及び検疫所における抗原定量検査)の結果、陰性であること
 - ii) 受験当日も無症状であること
 - iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - iv) 終日、別室で受験すること

2. 受験前

受験前に発熱・咳等の症状がある者について、必ず保健所等に相談のうえ、医療機関等で受診してください。

また、家族や友人に新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合も保健所等に相談してください。

① インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の感染症に感染していると診断を受けた受験者

医療機関等から交付された証明書を提出してください。公欠手続きのため中学校等に提出した証明書の写しでも可とします。

② 次の③の要件を満たさない新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者

中学校等から「[様式 1](#)」の証明書を提出してください。

※濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

③ 新型コロナウイルス感染症における無症状の濃厚接触者

無症状であれば、以下の i ~ iv の要件を全て満たしている場合は受験が可能です。

- i) 初期スクリーニング(自治体による PCR 検査及び検疫所における抗原 定量検査)の結果、陰性であること
- ii) 受験当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- iv) 終日、別室で受験すること

3. 受験直前(前日夜や当日朝など医療機関等の受診が間に合わない場合)

・ 試験会場にこない(来られない)場合

試験開始前までに必ず欠席連絡をしてください。当日、保健所等に相談のうえ医療機関等を受診し、その受診記録(領収書・薬袋等)もしくは「[様式 2](#)」の証明書を速やかに提出してください。

・ 試験会場に来た場合

本校において健康状態を確認後、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合は、追試験受験となります。該当の受験生は帰宅後、保健所等に相談のうえ医療機関等を受診し、その受診記録(領収書・薬袋等)もしくは「[様式 2](#)」の証明書を提出してください。

※ なお、新型コロナウイルス感染症が疑わしくないと判断した場合、別室での受験を許可します。

4. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、今後も入学者選抜の日程等に変更が生じる場合があります。その際には、本校のウェブサイトにてお知らせいたします。